

指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針の概要

第1 指定有害動植物の総合防除の推進の意義及び基本的な方向

1 指定有害動植物の総合防除の推進の意義

病虫害の防除は営農活動の基本であり、農業者自らの経営判断の下で行われている。一方、病虫害の防除は、自ら栽培する農作物への損害を抑えるのみならず、周辺ほ場への病虫害のまん延や損害の波及を抑え、我が国の食料の安定供給の確保を図るものとして、極めて重要である。

近年、気候変動を背景とした病虫害の発生量の増加、分布域の拡大等や、化学農薬への過度の依存による薬剤抵抗性の発達等が報告されており、持続的な農業生産への影響が懸念されている。また、令和3年5月に策定・公表された「みどりの食料システム戦略」において、化学農薬使用量（リスク換算）を2050年までに50%低減するとの目標が掲げられた。

こうした状況の変化や政策に的確に対応するためには、病虫害の発生そのものを予防することに重点を置き、気象や農作物の生育状況等から発生を予測した上で、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を防除の基本とし、農業者に広く普及・推進する必要がある。

特に、指定有害動植物（国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、防除につき特別の対策を要する病虫害）については、総合防除を推進する必要がある。

2 指定有害動植物の総合防除の推進の基本的な方向

指定有害動植物の総合防除の推進に当たっては、①指定有害動植物の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施（予防）、②防除に関する措置の要否及び防除実施時期の適切な判断（判断）、③駆除又はまん延防止のために行う防除に関する措置の実施（防除）、の各段階において、利用可能な選択肢の中から経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施するものとする。

各指定有害動植物の総合防除の内容は、気象や農作物の栽培・生育状況等の地域の実情により異なる場合があることから、国は、指定有害動植物の総合防除を推進し、各都道府県において総合防除が円滑かつ効率的に実施されるよう、①総合防除に関する防除指導等の基本的な方向の提示及び都道府県による効率的な防除指導を可能とする仕組みの構築、②総合防除の内容として都道府県で利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等の提示を行うため、総合防除基本指針を定めるものとする。

都道府県知事は総合防除基本指針に即し、かつ地域の実情に応じて、総合防除計画を定め、指定有害動植物の種類ごとの具体的な総合防除の内容のほか、防除指導の体制等を明確にすることにより、農業者へ適時に適切な防除指導を行うものとする。また、指定有害動植物のまん延を防止するため、必要に応じて地域の全ての農業者が必ず取り組むべき事項（遵守事項）を定め、地域全体で取り組むべき総合防除の内容を明確にし、より効果的かつ効率的な防除指導を行うものとする。

3 指定有害動植物の総合防除の推進体制

国：総合防除基本指針において総合防除の内容に関する基本的な事項等を定めるとともに、発生予察事業の実施や、地域の課題や科学的知見の収集、研究開発、優良事例の情報提供等を行う。

都道府県：総合防除計画において総合防除の具体的な内容、防除指導の実施体制等を明確にするとともに、関係者と連携した防除指導や、国の発生予察事業への協力等を行う。また、地域の課題解決に向けた防除体系の実証等に努めるものとする。

市町村：都道府県が定める総合防除計画に即した防除指導や、防除マニュアル等の情報提供等に努めるものとする。

独立行政法人や大学等の試験研究機関：基礎的・基盤的な研究のほか、応用研究や開発研究等を通じ、革新的な防除技術の社会実装の推進に努めるほか、得られた知見等を防除マニュアル等に取りまとめる等により、都道府県等による防除指導が円滑なものとなるよう努めるものとする。

農業者団体：防除に関する課題など地域の実情の把握に努めるとともに、発生予察情報等を農業者等に提供することに努めるものとする。また、農業者のまとめ役として地域の体制づくりを進める。さらに、地域に合った防除体系の実証等への連携に努め、得られた知見等を防除暦（栽培暦）等に取りまとめ、総合防除の普及や防除指導に活用するものとする。

防除等に関する専門的知見を持つ団体、民間事業者：団体は指定有害動植物の防除等に関する情報の収集及び提供や、防除体系の実証等を通じて、総合防除の普及や防除指導が円滑なものとなるよう努めるものとする。民間事業者は、農薬や防除資材等の安定供給や、技術情報の提供により農薬等の適正利用の推進を図り、防除指導が円滑なものとなるよう努めるものとする。

農業者：都道府県や農業者団体等による防除指導を活用し、総合防除の実施に努めるとともに、研修会等への参加による理解の醸成や自らの取組状況の検証等に努めるものとする。

第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項

1 総合防除の実施

指定有害動植物の総合防除は、①健全な種苗の使用や農作物の残さの除去などによる「予防」、②発生予察情報の活用やほ場の見回りなどによる「判断」、③防除が必要と判断した場合に行う「防除」、の各段階において、利用可能な選択肢の中から経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施されるものとする。

2 総合防除の内容

都道府県知事が総合防除計画に指定有害動植物ごとの総合防除の内容を定めるに当たっては、地域の実情により予防、判断、防除に関する措置が異なる場合があることを考慮の上、総合防除基本指針の別紙1に示す一般的かつ基本的な防除技術等を参考とするものとする。また、有機農業者であっても継続して農業生産に取り組むことができるよう、化学農薬の使用だけでなく、複数の選択肢を示すことが重要である。

総合防除の例（野菜等におけるハスモンヨトウ）

（予防に関する措置）

- 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
- ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防^が蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。
- 交信かく乱剤を使用する。
- 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

（判断、防除に関する措置）

- 卵塊や若齢幼虫の群生している葉を見つけ次第、除去する。
- 生物農薬を活用する。
- 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。
- 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
- 作物残さを適切に処分する。

第3 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項に関する基本的な事項

1 遵守事項

都道府県知事が、地域の全ての農業者が必ず取り組むべき事項である遵守事項を定める場合には、地域の実情に応じて指定有害動植物の予防及び防除に関する措置が異なる場合があることを考慮の上、対象とする指定有害動植物を選択し、総合防除基本指針の別紙2に示す基本的な事項を参考とするものとする。異常発生時防除に係る遵守事項を定める場合にも同様とする。なお、遵守事項を定める際には、有機農業者であっても継続して農業生産に取り組むことができるよう、化学農薬の使用だけでなく、複数の選択肢を示すことが重要である。

遵守事項の例（野菜等におけるハスモンヨトウ）

（予防に関する措置）

- 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による指定有害動物の発生や被害状況の早期把握に努める。
- 交信かく乱剤を使用する。
- 施設栽培では、施設開口部へ防虫ネット等を展張する。

（防除に関する措置）

- 被害株、被害果等を速やかに除去し、ほ場外に持ち出すなど適切に処分する。
- 発生量が多い場合には、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による指定有害動物の発生動向の把握を徹底するとともに、駆除又はまん延防止のため、発生部位等の除去、化学農薬による防除等を実施する。

2 指導及び助言

都道府県知事は、遵守事項を定めた場合、農業者に対し必要に応じて指導及び助言を行うものとする。また、遵守事項に即した防除が適正に行われるよう、農業者の理解の促進に努めるものとする。

3 勧告

都道府県知事は、2に基づく指導又は助言を行ったにもかかわらず遵守事項に即した防

除が行われず、かつ、指定有害動植物がまん延し農作物に重大な損害を与えるおそれがある場合、農業者に対して遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができる。

4 命令

都道府県知事は、3における確認の結果、農業者が勧告に従わない場合であって、特に必要があると認めるときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 遵守事項に即した措置の実施状況等の確認

2から4までの遵守事項に即した防除の実施状況等の確認は、発生予察調査や立入調査等により、指定有害動植物の発生状況等の確認、当該農業者や周辺ほ場の農業者等への聴取り等により行うものとする。

6 異常発生時防除における勧告及び命令

異常発生時防除に係る勧告及び命令についても、3から5までと同様とする。なお、異常発生時には、都道府県知事は、農業者が遵守事項に即した措置を行わないことと、当該指定有害動植物がまん延することの因果関係は問わずに、遵守事項に即した防除に係る勧告及び命令を行うことができるものとする。

第4 法第23条第1項に規定する発生予察事業の対象とする指定有害動植物その他当該発生予察事業に関する事項

1 発生予察事業

農林水産大臣は都道府県の承諾を得て定める計画に基づいて発生予察事業（※）を実施するものとし、都道府県は同事業に協力しなければならない。

（※）病害虫の防除を適時で経済的なものにするため、病害虫の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての病害虫による損害の発生を予測し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業

2 発生予察事業の対象とする指定有害動植物

アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、うどんこ病菌、炭疽病菌等、作物及び指定有害動植物の組合せにより計148種を定める（総合防除基本指針の別紙3）。

3 発生予察事業の実施

都道府県は、発生予察調査で得られた情報を農業者に迅速に提供することにより、適時かつ適切な防除指導に努めるものとする。国は、発生予察情報を取りまとめ、全国的な発生予報を公表するものとする。

第5 法第24条第1項に規定する異常発生時の基準に関する事項

1 異常発生時防除

指定有害動植物の異常発生時には、農林水産大臣は都道府県知事に対し、必要に応じて異常発生時防除を行うよう指示することができる。

2 異常発生時の基準

農林水産大臣は、指定有害動植物の発生程度を踏まえ、異常発生時に該当するかどうか

等について、学識経験者から意見を聴いた上で、判断を行うものとする。

第6 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容に関する基本的な事項

1 異常発生時防除の実施

異常発生時防除の指示を受けた都道府県知事は、地域の実情を勘案した上で、異常発生時防除を行うべき区域及び期間等を定め、速やかに告示するものとする。

2 異常発生時防除の内容

農林水産大臣が指示する異常発生時防除の内容は、総合防除基本指針の別紙4に示す基本的な事項に即したものとすることを基本とする。

農林水産大臣が指示する異常発生時防除の内容（野菜等におけるハスモンヨトウ）

- 早期収穫する。
- 指定有害動物の被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。
- 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

第7 その他必要な事項

1 「総合的病害虫・雑草管理」とのかかわり

法に定義する総合防除の考え方は、平成17年に定義し、推進してきた「総合的病害虫・雑草管理」（IPM）の考え方と変わることはないが、今後は新たな科学的知見や先進的な防除技術も活用しながら、発生の予防に重きを置いた総合防除を基本として、広く農業者等に対して普及・推進を図るものとする。

2 総合防除の実施に関する体制整備及び人材育成

国は、都道府県の連携（総合防除に関する知見や技術等の情報共有及び研究開発等における役割分担）が円滑に進められるよう努めるものとする。

また、国は、人材育成のため、研修を通じた都道府県等の職員の資質の向上を図るものとし、都道府県は農業者団体等と連携した計画的な研修の実施等に努めるものとする。

3 農薬の適正使用

国及び都道府県は、農業者団体等とも連携し、農薬取締法等の関連法令に基づく農薬の適正使用等についての指導等を行うものとする。

都道府県や農業者団体等は、薬剤抵抗性の発達回避に資するため、化学農薬の作用機構分類を踏まえた防除指導や農業者等の理解の醸成を図るものとする。また、都道府県は定期的に薬剤抵抗性の発達の有無をモニタリングするものとする。

4 指針の見直し

国は最新の科学的知見の収集等に努め、法に基づき少なくとも5年ごとに総合防除基本指針に再検討を加え、必要に応じて変更するものとする。